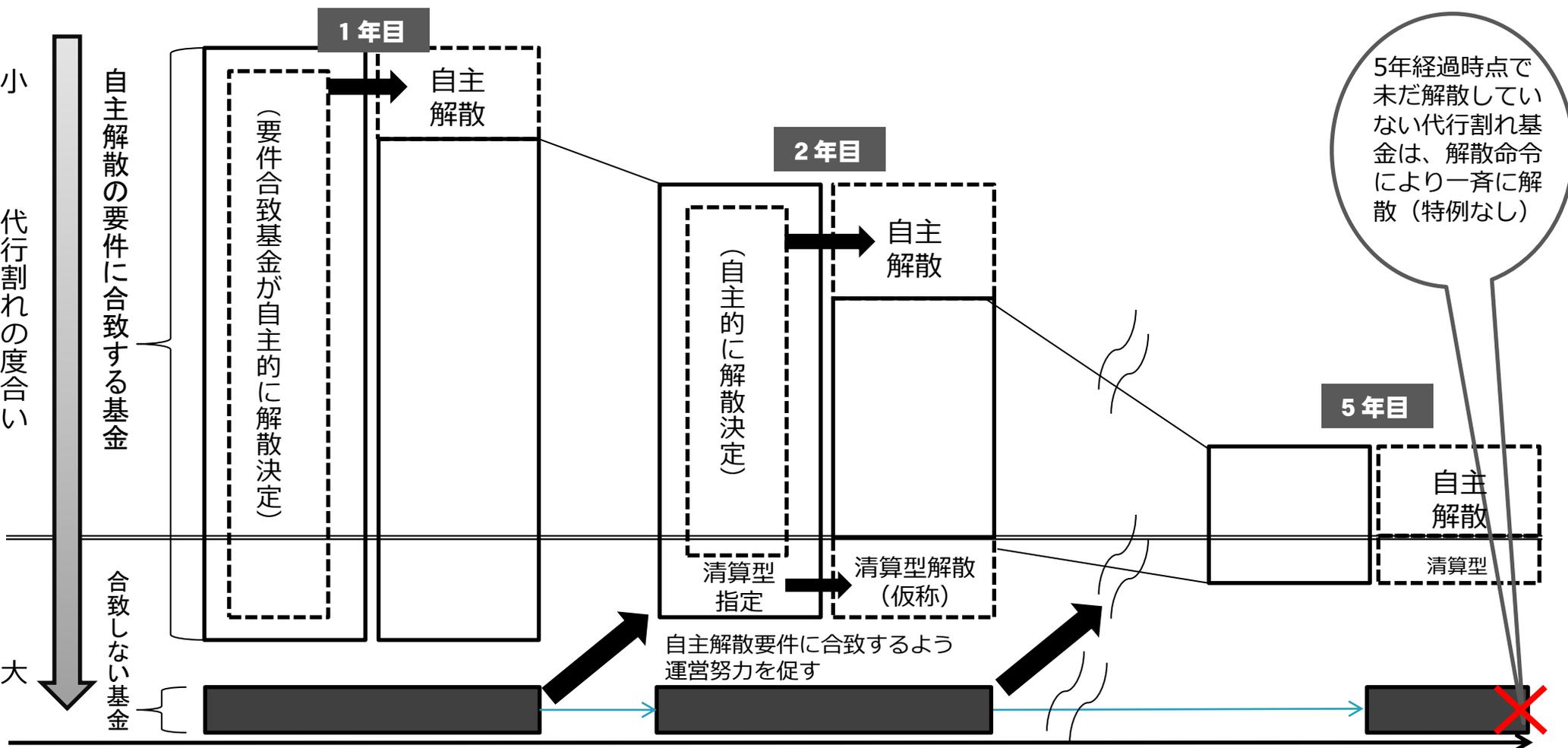


# 特例解散制度の見直しについて

# 「代行割れ」基金の解散プロセスのイメージ

- ・代行割れ基金が自ら特例解散を申請する「自主解散」を基本。
- ・「自主解散」の要件に合致し、かつ、財政悪化の度合いが高い基金であって、「自主解散」の申請を行わない基金については、厚生労働大臣の指定に基づく「清算型解散（仮称）」で解散を促進。（指定の際には、社会保障審議会の下の第三者委員会に意見を聴く）
- ・「自主解散」の要件（=相当の運営努力）に合致しない基金は、5年経過後に「解散命令」。 「解散命令」による解散の場合には特例（分割納付、納付額、連帯債務見直し等）の適用なし。

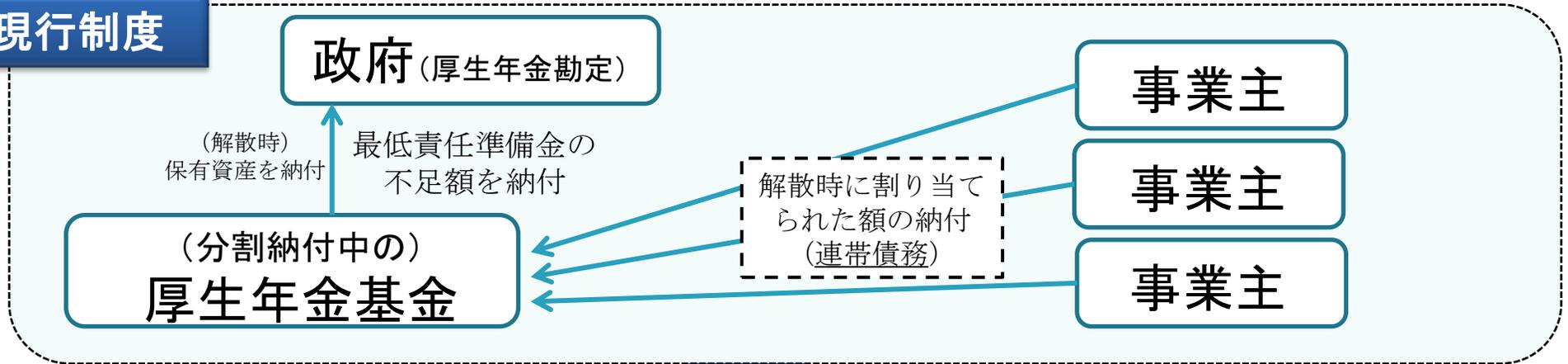


# 分割納付の方法の見直し(「試案」における見直し案)

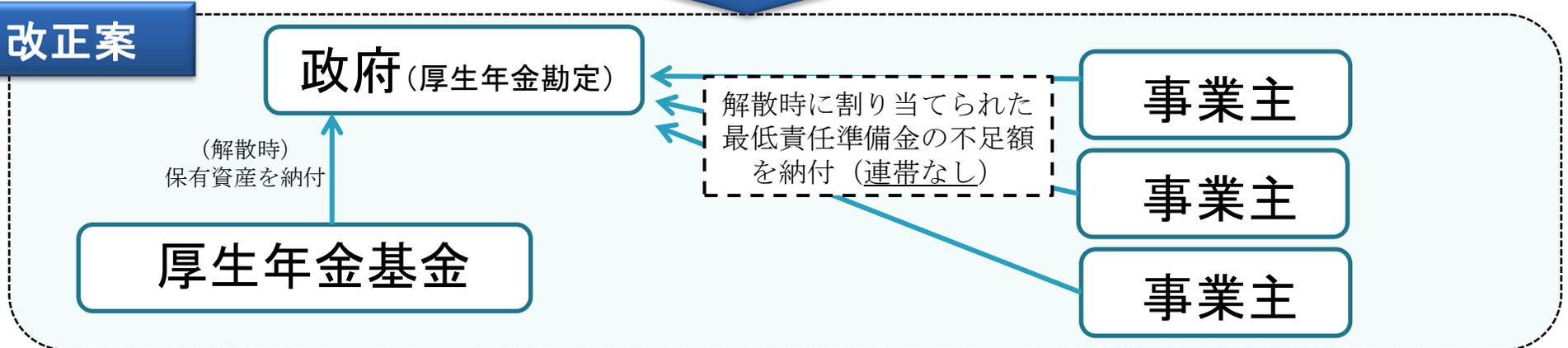
## 改正概要

- 代行割れ基金が、特例解散により返済額を分割納付する場合、基金が事業主から掛金を徴収し、政府に納付することとされており、倒産事業所が生じた場合、その分の債務は基金に残る。(=残った事業主の連帯債務となる。)
- 試案においては、連帯債務問題の解消を図るため、解散時に各事業所の債務を確定し、各事業所が直接政府に最低責任準備金の不足額を納付する仕組みを提案している。
- また、試案においては、分割納付における利子を固定金利とすることを提案している。

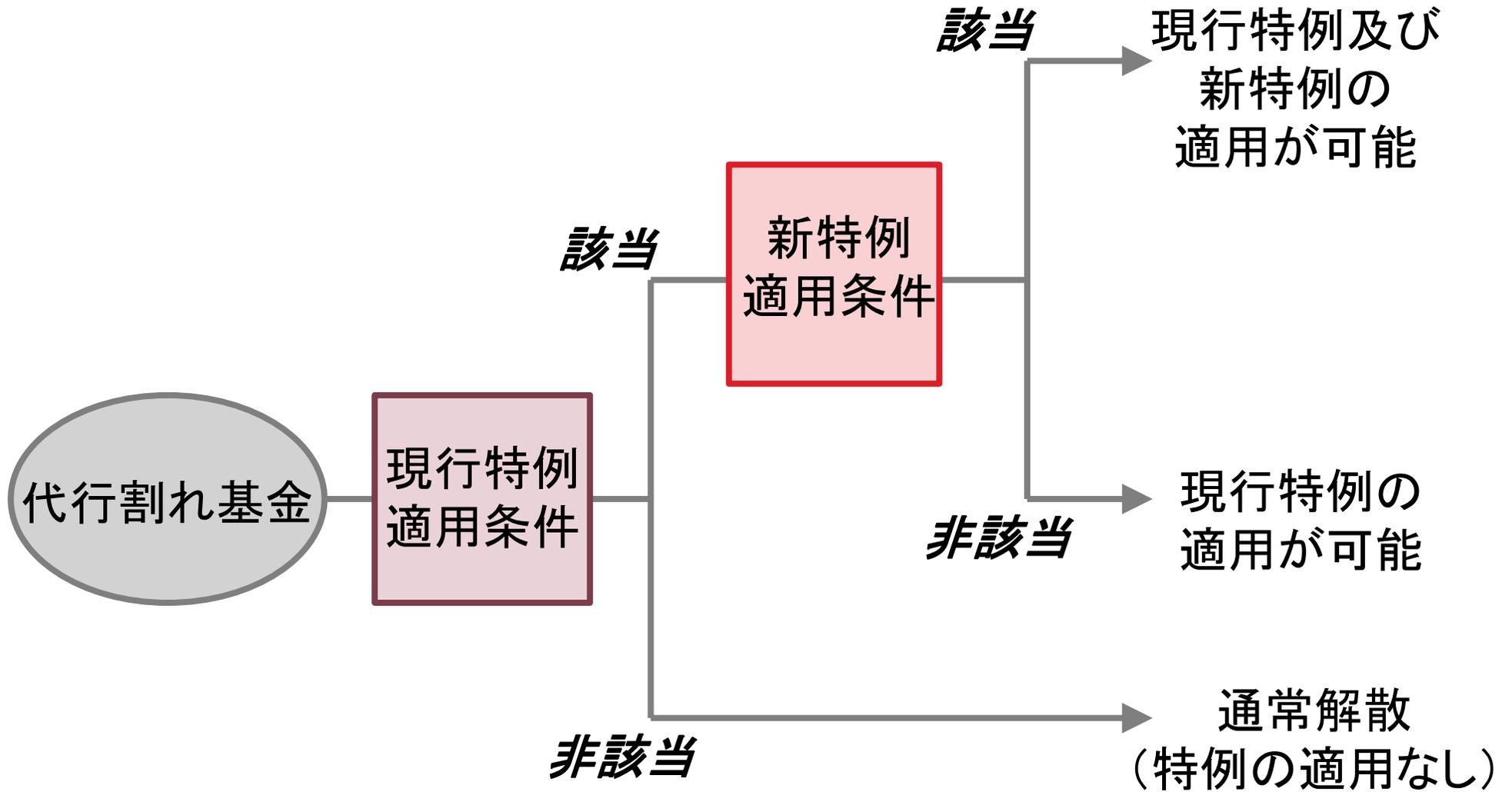
## 現行制度



## 改正案



# 現行特例及び新特例の適用イメージ



# 新特例の適用条件の考え方

- 留意すべき事項
  - ・ 新特例が厚生年金本体に及ぼす影響（A案：納付期間の長期化による徴収困難、B案：負担上限額を超える額）。
  - ・ 過去に解散や代行返上を行った基金との公平、及び、今後解散や代行返上を行う基金との公平。
- モラルハザード防止の観点から、成熟度は少なくとも施行前3年間程度の状況を見ることとし、掛金や給付その他の事項については少なくとも解散前2年程度の状況を見る。

			適用条件（案）
基本的考え方			○ 成熟度が著しく高く、存続極めて困難な中で相当程度の運営努力を行ってきたこと
具体的要件	成熟度	存続の困難さ	○ 2を超えて推移してきたこと
	掛金	負担努力	○ 積立不足償却のために、対総報酬でみて、4%を超える掛金（事業所脱退時の一括徴収を除く）を徴収・収納してきたこと
	給付	給付抑制努力 （ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト抑制</li> <li>・ 一時的な資産流出防止</li> <li>・ 加入員・受給者の負担</li> </ul> ）	○ 給付水準の引下げを行い、上乘せ給付の水準が代行給付の2割を下回っていること ○ 一時金選択の停止等による資産の一時的な流出の防止、在職老齢年金の支給停止措置等を行ってきたこと ○ 受給者の給付の引下げ又は、受給者の申出による支給停止を行ってきたこと
	その他	事務コスト抑制努力	○ 職員の報酬の引下げ、福祉事業の廃止等事務費の効率化に取り組んできたこと

# 「試案」で提案している新特例

## (A案) 納付期間の延長

- 厚生年金本体への納付額：現行特例と同じ
- 分割納付期間：現行の最長納付期間（15年）を延長

## (B案) 納付額の新特例

- 厚生年金本体への納付額：  
現行特例の適用条件を満たし、かつ、一定条件を満たす基金に限り、負担額に一定の上限を設ける。
- 「一定条件」の考え方  
基金の成熟度やこれまでの基金の財政健全化努力を勘案した客観的な数値による指標等を設定。
- 「負担上限額」の考え方  
$$\text{当該基金の給与総額} \times \text{基金全体の上乗せ掛金率の平均（2.4\%程度）} \times \alpha \text{年}$$

※基金全体の平均的なポートフォリオに基づく資産運用を行っていたと仮定して計算した場合の積立金の残高よりも実際の保有資産が低い場合は、その差額は「負担上限」の対象とせず、全額母体企業の負担とする。（＝モラルハザード防止）

## B案（納付額の新特例）の対象基金数と影響額—粗い推計—

（対象基金数の見込み）

- 平成23年度決算ベースの推計値でみた場合、
  - ・ 成熟度が2を超えている基金は14基金
  - ・ このうち、最低責任準備金（※）に対して代行割れとなっている基金は12基金（見込）  
※0.875見直し、期ずれ調整を行った後の最低責任準備金

（影響額）

- 仮に、これらの12基金の全てが、掛金や給付その他に係る要件を満たすことになるとした場合の、新特例のB案による、厚生年金本体への財政影響をごく粗く試算すると、次のように見込まれる。

[仮に、 $\alpha = 10$ 年とした場合]

- ・ 対象基金数 8基金程度
- ・ 影響額 ▲140～150億円程度

[仮に、 $\alpha = 15$ 年とした場合]

- ・ 対象基金数 6基金程度
- ・ 影響額 ▲70～80億円程度